

議案第65号

日野町小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正に
ついて

日野町小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年12月7日提出

日野町長 景山享弘

日野町小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

現在管理している改良住宅 12 戸のうち、1 戸を払い下げたため。

2 改正内容

別表（第 3 条関係）

小集落改良住宅

建設年度：昭和 60 年度

所在地：日野郡日野町下榎 161 番地、967 番地 1

1 戸を削除する。

3 附則

この条例は、公布の日から施行する。

日野町小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日野町小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例(昭和52年日野町条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表(第3条関係) 小集落改良住宅					別表(第3条関係) 小集落改良住宅				
建設年度	所在地	構造別	家賃(月額)	備考	建設年度	所在地	構造別	家賃(月額)	備考
略					略				
昭60	日野町下榎 161番地 967番地 ₅	住宅部分 コンクリートブロッ ク2階建 作業所部分 コンクリートブロッ ク平家建	8,000円	3棟4戸	昭60	日野町下榎 161番地 967番地 ₁	住宅部分 コンクリートブロッ ク2階建 作業所部分 コンクリートブロッ ク平家建	8,000円	3棟5戸
略					略				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。